

7 通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																												
		利用者の数が利用定員を超過する場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	理学療法士存在体制強化加算	8時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	短距離中継別加算(Ⅰ)	短距離中継別加算(Ⅱ)	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーション実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算(※)	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	重度後遺症管理加算	中重度者ケア体制加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	事業所が遠征を行う場合																																								
イ 通常規模の事業所の場合	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (329 単位) 要介護2 (358 単位) 要介護3 (388 単位) 要介護4 (417 単位) 要介護5 (448 単位)	×70/100	×70/100	1日につき+30単位	1日につき+50単位	1月につき+230単位	1日につき+110単位	1日につき+240単位(週2日を限度)	1月につき+1920単位	1日につき+1020単位	1月につき+85/100(対象月から6月以内)	1日につき+1000単位	1日につき+150単位(月2回を限度)	1日につき+150単位(月2回を限度)	1日につき+20単位	1日につき+47単位	1日につき+30単位	1日につき+30単位	1日につき+30単位	1日につき+30単位																																								
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (343 単位) 要介護2 (398 単位) 要介護3 (455 単位) 要介護4 (510 単位) 要介護5 (566 単位)																																																											
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (444 単位) 要介護2 (520 単位) 要介護3 (596 単位) 要介護4 (673 単位) 要介護5 (749 単位)																																																											
		(4) 4時間以上6時間未満	要介護1 (666 単位) 要介護2 (772 単位) 要介護3 (878 単位) 要介護4 (984 単位)																																																											
		(5) 6時間以上8時間未満	要介護1 (726 単位) 要介護2 (875 単位) 要介護3 (1,022 単位) 要介護4 (1,173 単位) 要介護5 (1,321 単位)																																																											
	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (329 単位) 要介護2 (358 単位) 要介護3 (388 単位) 要介護4 (417 単位) 要介護5 (448 単位)																				+5/100	1日につき+30単位	1日につき+50単位	1月につき+230単位	1日につき+110単位	1日につき+240単位(週2日を限度)	1月につき+1920単位	1日につき+1020単位	1月につき+85/100(対象月から6月以内)	1日につき+1000単位	1日につき+150単位(月2回を限度)	1日につき+150単位(月2回を限度)	1日につき+20単位	1日につき+47単位	1日につき+30単位	1日につき+30単位	1日につき+30単位	1日につき+30単位	1日につき+30単位	1日につき+30単位																				
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (343 単位) 要介護2 (398 単位) 要介護3 (455 単位) 要介護4 (510 単位) 要介護5 (566 単位)																																																											
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (444 単位) 要介護2 (520 単位) 要介護3 (596 単位) 要介護4 (673 単位) 要介護5 (749 単位)																																																											
		(4) 4時間以上6時間未満	要介護1 (666 単位) 要介護2 (772 単位) 要介護3 (878 単位) 要介護4 (984 単位)																																																											
		(5) 6時間以上8時間未満	要介護1 (726 単位) 要介護2 (875 単位) 要介護3 (1,022 単位) 要介護4 (1,173 単位) 要介護5 (1,321 単位)																																																											
	ロ 大規模の事業所(一)の場合	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満																																								要介護1 (323 単位) 要介護2 (354 単位) 要介護3 (382 単位) 要介護4 (411 単位) 要介護5 (441 単位)	×70/100	×70/100	1日につき+30単位	1日につき+50単位	1月につき+230単位	1日につき+110単位	1日につき+240単位(週2日を限度)	1月につき+1920単位	1日につき+1020単位	1月につき+85/100(対象月から6月以内)	1日につき+1000単位	1日につき+150単位(月2回を限度)	1日につき+150単位(月2回を限度)	1日につき+20単位	1日につき+47単位	1日につき+30単位	1日につき+30単位	1日につき+30単位	1日につき+30単位
			(2) 2時間以上3時間未満																																								要介護1 (337 単位) 要介護2 (392 単位) 要介護3 (448 単位) 要介護4 (502 単位) 要介護5 (558 単位)																			
			(3) 3時間以上4時間未満																																								要介護1 (437 単位) 要介護2 (512 単位) 要介護3 (587 単位) 要介護4 (662 単位) 要介護5 (737 単位)																			
			(4) 4時間以上6時間未満																																								要介護1 (655 単位) 要介護2 (759 単位) 要介護3 (864 単位) 要介護4 (969 単位)																			
			(5) 6時間以上8時間未満																																								要介護1 (714 単位) 要介護2 (861 単位) 要介護3 (1,007 単位) 要介護4 (1,152 単位) 要介護5 (1,299 単位)																			
介護老人保健施設の場合		(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (323 単位) 要介護2 (354 単位) 要介護3 (382 単位) 要介護4 (411 単位) 要介護5 (441 単位)	+5/100	1日につき+30単位	1日につき+50単位	1月につき+230単位	1日につき+110単位	1日につき+240単位(週2日を限度)	1月につき+1920単位	1日につき+1020単位	1月につき+85/100(対象月から6月以内)	1日につき+1000単位	1日につき+150単位(月2回を限度)	1日につき+150単位(月2回を限度)	1日につき+20単位	1日につき+47単位	1日につき+30単位	1日につき+30単位	1日につき+30単位	1日につき+30単位	1日につき+30単位																					1日につき+30単位																			
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (337 単位) 要介護2 (392 単位) 要介護3 (448 単位) 要介護4 (502 単位) 要介護5 (558 単位)																																																											
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (437 単位) 要介護2 (512 単位) 要介護3 (587 単位) 要介護4 (662 単位) 要介護5 (737 単位)																																																											
		(4) 4時間以上6時間未満	要介護1 (655 単位) 要介護2 (759 単位) 要介護3 (864 単位) 要介護4 (969 単位)																																																											
		(5) 6時間以上8時間未満	要介護1 (714 単位) 要介護2 (861 単位) 要介護3 (1,007 単位) 要介護4 (1,152 単位) 要介護5 (1,299 単位)																																																											

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、各示の欄に記載。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
利用者数が利用定員を超える場合		医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	理学療法士等体制強化加算	6時間以上8時間未満の遠所ハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	短距離中継別ハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	生活行為向上(Ⅰ)の実施加算	生活行為向上(Ⅱ)の実施加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	重度療育管理加算	中重度障害者ケア体制加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に遠所ハビリテーションを行う場合	事業所が遠所を行わない場合
ハ 大 規 模 の 事 業 所 へ の 場 合	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (316 単位) 要介護2 (346 単位) 要介護3 (373 単位) 要介護4 (402 単位) 要介護5 (430 単位)	×70/100	1日につき+30単位	+50単位 +100単位 +150単位 +200単位 +250単位 +300単位	+5/100	1日につき+50単位	1月につき+230単位	+1020単位	+110単位	1日につき+240単位(週5日を限度)	1月につき+1920単位	1日につき+60単位	+150単位(月2回を限度)	+150単位(月2回を限度)	1日につき+100単位	+200単位	1日につき+94単位	+47単位
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (330 単位) 要介護2 (384 単位) 要介護3 (437 単位) 要介護4 (491 単位) 要介護5 (544 単位)																	
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (426 単位) 要介護2 (500 単位) 要介護3 (573 単位) 要介護4 (646 単位) 要介護5 (719 単位)																	
		(4) 4時間以上6時間未満	要介護1 (536 単位) 要介護2 (638 単位) 要介護3 (741 単位) 要介護4 (842 単位) 要介護5 (944 単位)																	
		(5) 6時間以上8時間未満	要介護1 (697 単位) 要介護2 (839 単位) 要介護3 (982 単位) 要介護4 (1,124 単位) 要介護5 (1,266 単位)																	
	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (316 単位) 要介護2 (346 単位) 要介護3 (373 単位) 要介護4 (402 単位) 要介護5 (430 単位)	×70/100	1日につき+30単位	+50単位 +100単位 +150単位 +200単位 +250単位 +300単位	+5/100	1日につき+50単位	1月につき+230単位	+1020単位	+110単位	1日につき+240単位(週5日を限度)	1月につき+1920単位	1日につき+60単位	+150単位(月2回を限度)	+150単位(月2回を限度)	1日につき+100単位	+200単位	1日につき+94単位	+47単位
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (330 単位) 要介護2 (384 単位) 要介護3 (437 単位) 要介護4 (491 単位) 要介護5 (544 単位)																	
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (426 単位) 要介護2 (500 単位) 要介護3 (573 単位) 要介護4 (646 単位) 要介護5 (719 単位)																	
		(4) 4時間以上6時間未満	要介護1 (536 単位) 要介護2 (638 単位) 要介護3 (741 単位) 要介護4 (842 単位) 要介護5 (944 単位)																	
		(5) 6時間以上8時間未満	要介護1 (697 単位) 要介護2 (839 単位) 要介護3 (982 単位) 要介護4 (1,124 単位) 要介護5 (1,266 単位)																	
社会参加支援加算 (1日につき 12単位を加算)																				
ホ サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																			
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																			
ハ 介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×34/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計																		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)																			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)																			
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)																			

：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「生活行為向上ハビリテーションの実施後にハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上ハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に記載。ただし、算定構成上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。